

大会社等監査における規制対象範囲について

平成 16 年 3 月 17 日
改訂 平成 20 年 2 月 13 日
日本公認会計士協会

本指針の目的

1. 平成 15 年改正公認会計士法(以下「15 年改正法」という。)は、大会社等に対する 監査証明業務に関して非監査証明業務との同時提供の禁止、継続的監査の制限、及び単独監査の禁止といった新たな監査人の独立性強化のための業務制限に関する特例を規定した。
2. 本指針は、15 年改正法において業務が制限される大会社等の範囲、及び大会社等の監査を行う公認会計士又は監査法人の規制対象の範囲を明らかにした上で、その留意事項を通知することを目的としている。

なお、平成 19 年改正公認会計士法(以下「19 年改正法」という。)による関係政令の改正を反映している。

法令における大会社等の範囲

3. 大会社等の範囲は、15 年改正法第 24 条の 2 及び同施行令(以下「施行令」という。)第 10 条により次のとおりとなっている。

会計監査人設置会社(ただし、最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が百億円未満であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が千億円未満の株式会社を除く。施行令第 8 条参照。)

金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定により監査証明を受けなければならない者(ただし、金融商品取引法第 5 条第 1 項の特定有価証券の発行者で、特定有価証券以外に一定の有価証券を発行していない者を除く。また、金融商品取引法第 24 条第 1 項第 3 号又は第 4 号により有価証券報告書を提出する発行者で一定の要件を満たす者を除く。施行令第 9 条参照。)

銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する銀行

長期信用銀行法(昭和 27 年法律第 187 号)第 2 条に規定する長期信用銀行

保険業法第 2 条第 2 項に規定する保険会社

全国を地区とする信用金庫連合会

全国を地区とする労働金庫連合会

全国を地区とする信用協同組合連合会

農林中央金庫

独立行政法人通則法第 39 条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人

国立大学法人及び大学共同利用機関法人

地方独立行政法人法第 35 条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人

4．法令上の大会社等の範囲は、上記 から の会社等に限定されているので、これ以外の監査会社等は、業務制限の対象会社には該当しない。また、大会社等の関係会社（子会社及び関連会社等）も大会社等には含まれないので、当該関係会社自体が大会社等に該当する場合を除き、業務制限の対象会社に該当することはない。

なお、倫理規則等では、監査関与先が大会社等の場合、その関連企業等との利害や関係が監査人の独立性に与える影響についても別途規定していることに留意が必要である。

公認会計士等の規制対象範囲

5．大会社等の監査を行う公認会計士又は監査法人の規制対象の範囲は、15 年改正法第 24 条の 2 及び第 34 条の 11 の 2 により、公認会計士又は監査法人、その配偶者（監査法人の場合は当該監査法人）及びそれらのものが実質的に支配していると認められる法人その他の団体とされている。この実質的に支配していると認められる法人その他の団体とは、施行規則第 5 条において、実質的に支配していると認められる子会社等又は関連会社等とされたので、資本金面だけではなく、人事・経営上の影響力までを含めた実質基準で判断することとなる。

6．実務的には、財務諸表等規則に定める実質基準と同様であり、実質支配関係については、監査委員会報告第 60 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」に準拠して判断することになると考えられる。税理士法人等についても当該実質基準により判断することになる。

なお、倫理規則等では、監査事務所と同一のネットワークに属する他の事業体と監査関与先との利害や関係が監査人の独立性に与える影響についても別途規定していることに留意が必要である。

新規上場会社の取扱い

7．大会社等に該当しない会社が新規株式公開等により、新たに 15 年改正法第 24 条の 2 第二号に規定する大会社等に該当することになった会社については、その後最初に提出される有価証券報告書又は半期報告書において新たに監査対象となる会計期間から大会社等に該当することとなるので、最初に提出する有価証券届出書に含まれる財務諸表の監査対象会計期間については、法令上、非監査証明業務の同時提供が禁止される期間に該当しない。ただし、ローテーションについては、平成 19 年改正で「みなし規定」が設けられ、当該監査対象期間においても「大会社等」とみなしてローテーションに係る規制が適用される。

例えば、平成 20 年 3 月期をもって新規上場した場合、上場後に最初に提出される平成 21 年 3 月期の有価証券報告書において新たに監査対象となる平成 21 年 3 月期から大会社等に該当することとなるが、最初に提出する有価証券届出書に含まれる財務諸表の監査対象期間（例えば平成 19 年 3 月期及び平成 20 年 3 月期）についても、すでに監査証明業務を行っているのであるから、大会社等とみなして大会社等に係るローテーションの規定が適用される。一方非監査証明業務の同時提供については、このような「みなし規定」はないが、倫理規則等では、大会社以外の監査関与先に対する非監査証明業務についても、監査関与先との利害や関係が監査人の独立性に与える影響について別途規定していることに留意が必要である。

留意事項

8 . 会計監査人設置会社で「大会社等」の範囲から除かれる者は、15 年改正法施行令第 8 条により、最終事業年度の貸借対照表に資本金として計上した額が百億円未満であり、かつ、負債の部に計上した金額の合計額が千億円未満の株式会社とされているが、資本金の額又は負債の額の増減により、大会社等に該当しなくなる場合、又は新たに該当することとなる場合のその時期の取扱いについては、資本金の額又は負債の部の金額が最終事業年度の貸借対照表によって判定される関係上、次のように取り扱う。

「大会社等」に該当しなくなった日が含まれる事業年度については引き続き「大会社等」として取り扱い、翌事業年度より「大会社等」の範囲から除かれる。

「大会社等」に該当することになった日が含まれる事業年度については未だ「大会社等」としては取り扱わず、翌事業年度より「大会社等」として取り扱う。